

## 甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成28年2月29日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	小澤重則君	副委員長	金丸寛君
	金丸幸司君		五味武彦君
	松井豊君		斉藤芳夫君
	内藤久歳君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（8名）

議長	有泉庸一郎君		滝川美幸君
	清水正二君		米山昇君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	三浦進吾君		保坂芳子君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	清水春雄君	福祉健康部長	内藤光二君
人事課長	三澤宏君	保険課長	加藤文雄君
環境課長	小田切聡君	敷島支所 地域課 子育て支援 課長	保坂和也君
福祉課長	本田泰司君	健康増進課長	小宮山正美君
長寿推進課長	土屋達巳君	国民健康保険 係長	樋口充君
給与係長	山田久美君	福祉総務係長	金子智奈美君
高齢者医療・ 年金係長 障がい福祉 係長	小林一三君	生活保護係長	鈴木結子君
	田中貴則君		樋口一君

保 育 係 長	島 田 伸 君	長寿あんしん長 係	塚 田 英 仁 君
介護保険係長	山 田 郁 子 君	介護予防推進 係	小 池 清 美 君
介護認定 審査会	山 口 文 六 君	健康企画係長	長 田 清 美 君
保健指導係長	長 坂 千 恵 子 君	敷島支所 福祉健康係長	井 上 千 悦 子 君

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	武 川 訓	書 記	石 原 大 助
書 記	有 野 恵 里		

### 審査内容

#### 1 条例審査

- 議案第19号 甲斐市保健福祉センター条例の一部改正の件
- 議案第20号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件
- 議案第21号 甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 議案第22号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件
- 議案第23号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 議案第24号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件

#### 2 補正予算

- 議案第 7号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第 8号 平成27年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 9号 平成27年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第10号 平成27年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第11号 平成27年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）

#### 3 その他

開会 午前 9時29分

○委員長（小澤重則君） 改めましておはようございます。

土曜日の26日から議会が開催されまして、長丁場でございます。また、本日の委員会に付託されました議案についても盛りだくさんになっておりますので、皆様方の慎重審議、ご協力をお願いいたして挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願ひします。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

なお、内藤委員につきましては、遅刻の旨連絡がありましたのでご報告申し上げます。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（小澤重則君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました、議案第7号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）ほか10議案の審査を行います。

審査は、お手元に配付した審査日程により、初めに議案第19号 甲斐市保健福祉センター条例の一部改正の件ほか5件の条例審査から行い、その後一般会計補正予算の審査、特別会計補正予算の審査の順で行います。

委員、職員の方々に申し上げます。限られた時間での審査になりますので、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようご協力をお願い申し上げます。

それでは、これより付託されました各議案の審査を行います。

審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第116条の規約を厳守し、発言は全て簡明にするようお願い申し上げます。また、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおりお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

議案第19号 甲斐市保健福祉センター条例の一部改正の件について当局の説明を求めます。

樋口課長、お願いします。

○健康増進課長（樋口 充君） 改めましておはようございます。よろしくお願いいたします。

お手元の定例議会議案の69ページから71ページ及び市議会資料の34ページから36ページの新旧対照表とあわせてお願いをいたします。

それでは、議案第19号 甲斐市保健福祉センター条例の一部改正の件について説明させていただきます。

本条例案は新年度から、竜王中部公民館の整備を行っている間の公民館活動の代替施設の一つとして竜王保健福祉センターを一般利用できる所要の改正を行う必要があるため、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、市議会資料34ページの新旧対照表により説明させていただきます。

第6条の休館日につきましては、一覧表にまとめさせていただき、竜王保健福祉センターの土曜日及び日曜日を削除いたしました。

第7条の開館時間につきましては、午後10時までといたしました。

資料35ページをお願いいたします。

第8条の利用許可につきましては、毎週月曜日を除き利用することができまして、施設として多機能室、トレーニング室、栄養相談室及び調理実習室を追加するものでございます。使用料の設定でございますが、双葉保健福祉センターや市内の公民館会議室などを参考に同等の半日1,000円、1,500円と設定しております。

資料35ページをお願いいたします。

敷島保健福祉センター使用料の関係で、身体障害者手帳持参のところを療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳持参者を、また、回数券に50円券の11枚500円を追加してございます。こちらにつきましては、平成28年4月1日から施行する予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 竜王中部公民館、老朽化しているのでその建てかえの間、竜王の保健センターを使用するということですね。ほかのところを使用するわけではないということ。

あ、そうか、敷島も使えるということですね。ちょっとすみません。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） 敷島の保健センターについては、会議室等はちょっと使用できませんけれども、双葉の保健センターは会議室は今までどおり使用することが可能かと思えます。また、先ほど委員が言われたように今回は、竜王の保健福祉センターが今一般利用ができませんので、その間を4部屋ですけれども使用が可能とするような形で今回条例改正をさせていただきたいと思っております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 今も中部公民館はこの赤い日は使っていない。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） 中部公民館につきまして、各公民館ですけれども、月曜日が休館日となっております、土日は使用しております。また、祝日についてはちょっと使用はしていない状況でございます。

○委員長（小澤重則君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） そうすると、今までと休みが変わるからということになるわけ。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） 今まで、竜王の保健センターにつきましては、土日が休館、月曜日から金曜日までが一応開館しておりました。今回公民館の利用という形と含めて、今度は月曜日を開館はしているんですけれども、利用は月曜日ができないと。ただ、開館については土日も開館するようなことですので、今回竜王保健センターにつきましては土曜日と日曜日の休館というのを削除させていただきました。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 今までその中部公民館にいた職員は、それぞれのところにみんな配置されるということですか。その辺の職員の配置はどんななっているのでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） 公民館につきましては、教育委員会の所管なので私どもにはちょっとわかりませんが、一応竜王保健福祉センターの来年度の4月1日からそこに使用に伴う職員につきましては、また予算のときにご説明させていただきたいと思っておりますけれども、シルバー人材のセンターの職員のほうへうちのほうは委託したいと考えてお

ります。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） あと、その4月から閉館になるということで、今までその使用者にとって不利益なことというのはないですか。例えば距離の問題であるとか、それから使用の日程、そんなことの調整なんかはされているのでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） 竜王保健福祉センターにつきましては、健康増進課の事業を優先的にさせていただいて、その間の中にあいている日にちについて利用者の方には利用していただくような状況なんですけれども、それぞれ各、あと南部公民館、国分公民館、双葉公民館、敷島公民館等も使えるような状況ですので、そちらのほうへ行っていただいでご利用いただくようなことを考えております。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 今閉館ということの中で、そこを利用していた人たちがほかの施設を利用したいということで要望が出ていると思うんですけれども、そういう人たちのほうはスムーズに対応ができているのか、また不都合はないかお尋ねしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） 所管については教育委員会のほうであれなんですけれども、利用につきましては、中部公民館の利用者に対して公民館長のほうから28年度からは利用ができないと。そのかわり竜王保健福祉センター、また先ほどお話しさせていただきましたように市内の公民館等で利用できるということでお話をさせていただいておりますので、私の思っているところではスムーズに利用者の方にはお話ができていないかと思っております。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第19号 甲斐市保健福祉センター条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第19号 甲斐市保健福祉センター条例の一部改正の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時42分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第20号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件についてを議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） ご苦労さまでございます。

それでは、子育て支援課からお願いをいたします。

議案第20号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件についてでございます。

定例市議会議案73ページ、市議会資料、新旧対照表でございますが37ページをお開きください。

それでは、議案第20号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件につきましてご説明をいた

します。

先に、この条例は地方自治法第244条の2及び児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、甲斐市立保育所の設置及び管理に関し必要な事項を定めておるものでございます。

まず、定例市議会議案73ページでございますが、これは竜王南保育園の閉園に伴い、甲斐市立保育所条例（平成16年甲斐市条例第104号）の一部を次のように改正いたすものでございます。

第2条の表、甲斐市立竜王南保育園の項を削るものであります。提案理由といたしまして、竜王南保育園にかわる民設民営事業者、社会福祉法人城西福祉会が平成28年4月から開園することに伴い、竜王南保育園は平成27年末で閉園になるため、所要の改正を行う必要があるためでございます。

附則といたしまして、平成28年4月1日から施行となるものでございます。

市議会資料の37ページ、新旧対照表をごらんください。

第2条におきまして、保育所の名称及び位置は次のとおりとするのところで、表の3段目が竜王南保育園の名称と位置になっており、それを削除するものでございます。

なお、条例改正に伴いまして資料にはございませんが、施行規則の所要箇所の改正も行いますのでご承知おきください。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 市長の演説の中で、これについては竜王南あら川保育園という表現になっていたので、ちょっとその辺、説明を。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） まず、今回民設民営事業者は社会福祉法人城西福祉会でございますけれども、平成28年4月から開園することになります竜王南保育園にかわる名称は、竜王南あら川保育園でございます。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 民営化については、以前も審議したり、いろいろ問題も起きているところも少なくないので、保育の質は絶対に下げないということであればというふうに我々も理解していますが、その辺についてもう一度。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 保育の質でございますけれども、民設民営化になることから、それはこの城西福祉会のほうと綿密に連携をとりまして、民設民営のメリット等を引き伸ばすということで、保育の必要性、今までの竜王南保育園の保育以上によい点を引き出せるようにということで連携をとって話しておりますので、それと引き継ぎにつきましても既にかなり済んでいるところでございますので、心配はないと思います。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） 南保育園が第一号の民設民営で、この条項から甲斐市立竜王南保育園というのがなくなるということなので、ある意味ではすごい歴史的なことというか甲斐市にとっては非常に大きいことかなと思うのですが、この提案理由を見ますと南保育園にかわる城西会の民営事業が、平成28年4月から開園することに伴いだけが理由になっているんですが、もうちょっと必要性という意味で、そここのところの説明をもし、文であらわすとしたらどういうふうになるのかお答え願いたいと思います。部長さんでも結構です。

○委員長（小澤重則君） 内藤部長。

○福祉健康部長（内藤光二君） 今節の公立の保育園のあり方というのはかねてより本市でも協議を重ねてきたところではありますが、まず民間の保育所運営のメリット、デメリットがあるかと思えます。まず、メリットとしましては、延長保育、休日保育、また一時保育などの私立保育の独自のサービスにより保育環境の向上が期待できるという点がございます。また、大きくは予算的にも国・県からの補助金が運営費または建てかえに対しても国・県からの補助金が見込まれるということもメリットの一つじゃないかと考えております。また、デメリット的には保育士さんがかわってしまうということがありますが、これにつきましては

引き継ぎ保育というものが今年度、既にあら川保育園が保育士さんも南保育園まで行っていただいて、引き継ぎ等を子供たちの負担のないように、また、保護者の皆さんにも負担のないように継続できるような体制もとっておりますので、それらのことで対応しております。大きくは前半に申しました民間保育の独自性を期待するというので、今回民設民営方式を取り入れたものでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） 私たちもよく、いろんな市民の方からも聞かれますので、こういったことをしっかりとお伝えしたいと思うんですけども、私ども議会としてやっぱりこれを認めた以上、よかったと言われるようなことにしていただかないと、責任持ってやっていただかないと困るし、また、反対に今まで市がやってきたことは何だったのかということになると、それ以外にもやっぱり保育に対する市の責任というのは別な意味で問われると思うので、そっちへ任せてしまったからいいということではなくて、しっかりと市としての責任というのもしっかりと果たしていただきたいと思いますと思うんですけども、その辺はどうですか。

○委員長（小澤重則君） 内藤部長。

○福祉健康部長（内藤光二君） 保坂副議長ご指摘の部分は十分担当も理解しております。公立の保育園のよさ、また、私立の保育園のよさ、それぞれ切磋琢磨して子供たちが安心・安全な保育事業ができるように進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

三浦議員。

マイクを近づけていただけますか。

○議員（三浦進吾君） この民設民営に反対ということではないんですけども、新しく城西福祉会が法人として発足するという中で考えてみますと、市立の竜王南保育園が歴史がございます。歴史がある中でその例えば敷地に、あるいはそういう南保育園の跡はどんなふうな形で南保育園を周知といいますか、今までであるところにここにあったという歴史が、振り返ったときにここにあったのかなというふうなことで、そんなような残すようなお考えがあるのか、また考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 島田係長。

○保育係長（島田 伸君） 南保育園につきましては、県の土地を借りているという状況の中

で28年度でありますけれども、その土地を返さなければならないと。建物につきましては28年度に取り壊しを行い、そして年度末には県のほうにお返しするというような予定となっております。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第20号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第20号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

続きまして、議案第21号 甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） それでは続きまして、定例議会議案75ページ、市議会資料の38ページをお開きください。

議案第21号 甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部改正の件につきましてご説明をいたします。

先に、この条例は子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき保育の必要性の認定に関する基準を定めておるものでございます。

まず、定例議会議案75ページでございますが、これは、甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を次のように改正いたすものでございます。

第3条8号中、第15条の6第3項を第15条の7第3項に改めるものであります。

附則といたしまして、平成28年4月1日から施行となるものでございます。

提案理由といたしまして、勤労青年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）の施行に伴い、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の一部改正が平成27年10月1日に施行され、所要の改正を行う必要があるためでございます。

市議会資料の38ページ、新旧対照表をごらんください。

第3条8号中におきまして、下線の部分です。第15条の6第3項を第15条の7、3項に改めるものであります。これは職業能力開発促進法に第15条の4が加わるため、同法の第15条6は15条の7となり、条ずれが生じることからこの規定を引用している甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定めるこの条例につきまして一部改正をいたすものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 職業能力開発促進法の一部改正という内容は、どんな内容なんだろうか。ちょっとわかりにくい。

○委員長（小澤重則君） 島田係長。

○保育係長（島田 伸君） 今回追加されましたこちらなんです。公共職業能力開発施設を行う職業訓練を受けることによって、国とか県が設置する公共職業能力開発施設に職業訓練を受けることができるということの内容でございます。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） この中にあります職業能力開発促進法でございますけれども、これは職業の安定と労働の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的としている法律でございます。その中で、15条の4というところでございすけれども、この中の労働の職務の経歴、職業能力その他労働の職業能力の開発及び向上に関する事項を明らかにする書面の様式を定めということで、書面です、それを定めるという

ものが加わったために1つ条ずれが起こったというふうな形になっております。うちのほうの保育の必要性に関する基準を定める条例の、この条ずれによって15条の7となりましたけれども、中身は変わっておりません。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 4のどうのこうのとおっしゃるんですが、何も手元になくてちょっと参考にならない。口頭でお話しいただいているというところなので、何で7になるのか4になるのか、4がダブっているのかというその根拠が、ただ右から左ですつと流れていくような感じなので、もうちょっと詳しく資料が欲しいなという気がするんですが、いかがなんでしょうか。そうすると4はどうなのかということもある。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 今回はその15条の7をとというふうな形で条ずれが起こって、それについてということでございましたけれども、詳しい資料については後で資料のほうをつくりまして議員さんにお配りするよういたしますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） それでは、うちの条例のほうに規定がある15条の6でございますけれども、職業能力の開発及び向上が円滑に促進されるような環境を整備するため、職業に必要な技能について事業主その他国民一般の理解を高めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとするというふうな形で……。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長、条ずれが起こった理由でいいんですから、上に1つ新しいのができたから1つ下がったということですよ、条がずれたと。その説明をしていただきたいんです。そういう質問ですね。

〔「条ずれが起きた現象を」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 内藤部長。

○福祉健康部長（内藤光二君） まず、この職業能力開発法の条ずれが起こったもとの第15条の7第3項というのが新たに加わったものは、職業能力開発大学校に関するものが対象になったということで、それらの公共職業訓練で対象となる施設が加わったということで条ず

れになったということをご理解いただきたいと思うんですが。

新たに参考で職業能力開発大学校に関する部分が追加になったということで、条がずれたという内容でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにごございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第21号 甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第21号 甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部改正の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。職員の入替えを行います。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、議案第22号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件についてを議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

本田課長。

○福祉課長（本田泰司君） それでは、お疲れさまでございます。

それでは、福祉課より議案第22号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件についてご説明いたします。

議案の77ページをお開きください。あわせて市議会資料39ページもお願いいたします。

今回条例改正を行う理由でございますが、ゼロ歳児から中学校3年生までの重度心身障害児の医療費について、受給者が県内の病院、薬局等をご利用された際に窓口無料とするために本条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、市議会資料39ページ、新旧対照表をお願いいたします。

改正内容でございますが、現在ゼロ歳から小学校6年生までの重度心身障害児については、本条例の対象外といたしまして子ども医療費またはひとり親医療費助成の対象として医療費の窓口無料を本年1月から実施しているところですが、今回の条例改正により改めてゼロ歳から小学校6年生までの重度心身障害児を本条例の対象といたしまして、あわせて中学校3年生までの医療費について窓口無料とするものです。

表右側の旧の欄の第3条第4号の「出生の日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間にある者」を削除し、ゼロ歳から小学校6年生までの重度心身障害児について子ども医療費またはひとり親医療費諸税の対象から本条例の対象に戻します。第4条を削除することで同条第5号中、前4号を前3号に改め、同号を第4号といたします。

次に、第4条中「満12歳に達する日以後の最初の4月1日から」を削除し、入院した際の食事代についてゼロ歳から中学校3年生までの重度心身障害児について助成対象といたします。

40ページをお願いいたします。

表右側の旧の欄の第8条第3項中療養の給付等に係るを削除し、表左側の新の欄の同条に新たな第4項、第5項を追加いたします。これは、ゼロ歳から中学校3年生までの受給者が

県内の病院、薬局等を利用された際に窓口無料とするものでございます。

なお、新たな4、5項を追加するため旧4項を第6項といたします。

議案77ページにお戻りください。

施行記述でございますが、平成28年4月1日でございます。

以上が、甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の内容でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この改正で中学3年まで窓口無料という理解でいいですね。

○委員長（小澤重則君） 本田課長。

○福祉課長（本田泰司君） そのとおりでございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第22号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第22号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。職員の入替えを行います。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第23号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

議案第23号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件につきましてご説明をさせていただきます。

議案79ページから80ページとなります。80ページをごらんください。

提案の理由ですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について見直しが行われたため、所要の改正を行う必要があるためです。

平成28年4月1日から簡易保険法関係政省令の一部改正により、地域密着型通所介護が創設され、小規模な通所介護が地域密着型サービスへ移行されます。この移行に伴い、認知症対応型通所介護について地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成28年度から運営推進会議の設置を義務づけるなど、新たな基準を設けるとともに地域との連携等に関する規定について所要の基準改正が行われます。それに伴い、市も条例改正を行う必要があります。

ます。この条例改正につきましての新旧対照表は、議会資料の41ページから43ページとなります。

主な一般改正について42ページをお願いいたします。

第78条になりますが、地域との連携等です。第1項をかいつまんで説明しますと、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては運営推進会議を設置し、おおむね6カ月に1回以上活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けることを追加するものであります。条文及びその他の部分の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

説明は以上となりますが、条例改正は平成28年4月1日から施行いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今この改正の中で運営推進会議という言葉が出たんですけども、これのどういうことをするのか、そしてまた会議のメンバーとかそういうものがどんな形になっているのか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） これまでも地域密着型のほうの運営推進会議に私のほうが出席しておりますけれども、メンバー的には施設関係者、それから地域地元の自治会長さん、それから市役所の関係で包括支援センター職員もしくは私ども課長が出席して、状況等、入所者の状況、それから活動の状況報告等をみんなで話し合っ、よりよい施設運営をしていくための運営推進会議を行っております。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その運営推進会議をやることによって、その運営上の問題でどんな形でその会議の結論というか、そういうことが実際その介護サービスの中に反映されていくのかという、そこが本題だと思うんだ。会議をやるだけで、やった会議の結果としてそれが反映されるかというところを必要だと思うんだけど、その辺のところはどういう格好でその会議をもって生かしていくのかということだと思うんだけど。その辺はどうなの。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 運営会議以外にも外部評価をやらなければならないという決まりがありますので、それとあわせて運営推進会議等で地元との連携とかを検討して話し合  
って推進して、いい施設にしていくというような内容でございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） これは施設の中の認知症の老人を対象にした改定ということ。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 小規模な通所介護が地域密着型のほうに移行されるんですけども、こちらの認知症対応型通所介護のほうについても同じく改正が必要ということで今  
回上げさせていただきました。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 今の内藤委員の質問とちょっと関係するけれども、この委員会のメン  
バーはこの27年度の28年3月31日、これ、4月1日から新たにこういうふうになるという  
話なんだけれども、3月31日までの保健福祉推進協議会という委員が二十何名かな、あり  
ますよね。その人たちが移行するのか、その中から抜粋するのか、あるいは変更になってく  
るのかというふうに想像できるんだけど、その辺はいかがですか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） ご質問の保健福祉推進協議会のメンバーとは全く別物でございま  
す。

○委員長（小澤重則君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） そうすると、その今言われている委員会の名簿というのはどこかにあ  
る。我々いただいていますか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 運営推進会議については施設のほうで事務局を持っています  
て決定していますので、施設のほうには保管してありますけれども、議員さんのほうにはま  
だ提示はしていません。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

山本議員。

○議員（山本今朝雄君） すみません、ちょっとお聞きしたいんですけども、前にたしか一般質問だったんですか、させてもらったときに地域密着型サービスの事業所で運営推進会議を義務づけられていて、年何回かの会議が持たれているということをあれしたんですけども、今回この運営推進会議を設けたということになっていきますので、それは密着型サービスの人員とかそういうことが小さくなって、その事業所に対して今度は運営推進会議を設けると、そういう意味なんですか。今本市にある地域密着型サービスの事業所に運営推進会議が設けられているところはないのでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 既に地域密着型として指定されている特養施設グループホーム、認知症のグループホーム等については2カ月に1回開催しております。今回認知症対応型の通所介護については2カ月に1回がいいんでしょうけれども、国のほうで事務的な負担を考えて6カ月に1回開催しなさいという基準を設けたところで、それに基づいて市のほうの条例も6カ月に1回運営推進会議を開催しなさいという基準を設けたところでございます。

○委員長（小澤重則君） 山本議員。

○議員（山本今朝雄君） 今回のこの改正によって、これも義務として設けなさいと。そういうことでございますね。それと、その該当する施設はどこがあるのでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 運営推進会議の義務づけについては、議員さんのおっしゃるとおり義務づけられておりますので6カ月に1回開催することになります。それと、今現在認知症対応型の通所介護は、敷島荘にあります1個だけでございます。

○議員（山本今朝雄君） ありがとうございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） 今1カ所だけというお話なんですけれども、今後、この運営推進会議をやっているのは1カ所ということになると思うんですけども、今後の予定としては何カ所ぐらいありますか。こういうことができる。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 先ほども言いましたけれども、現在地域密着型として特養の施設グループホームの施設については、2カ月に1回行っております。この認知症対応型の通所介護については、敷島荘の1施設について28年の4月1日から6カ月に1回行います。あと、小規模な通所デイについては、今のところ想定されているのが、移行される想定されているのが24カ所ございます。そこについては6カ月に1回運営推進会議を行うので、包括の職員並びに市の職員もそれには出席しなければならないということで、ちょっと事務量が大変かなということは今思っております。

○委員長（小澤重則君） 保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） 24カ所ということで、これが本当にちゃんとできればすばらしいと思うんですけども、それに対応するには何か特別なことを考えていますでしょうか。24カ所というと6カ月でも大変だと思うんですが、その事務量よりもその包括支援センターの職員とか市のほうの対応がすごい大変だと思うんですけども。何か対応は考えていますか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 特別な対応は考えていませんけれども、手分けをしてできる限り出席をして対応していくという考えでおります。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第23号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第23号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

続いて、議案第24号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件について議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） それでは、引き続きよろしく願いいたします。

議案第24号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件についてご説明させていただきます。

議案の81ページから83ページとなります。まず、83ページをお願いいたします。

提案の理由です。議案第23号と同様、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する政令の施行に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について見直しが行われたため、所要の改正を行う必要があるためです。先ほどの議案第23号と同様に、介護予防認知症対応型通所介護についても地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成28年度から運営推進会議の設置を義務づけるなど、新たな基準を設けるとともに地域との連携等に関する規定について所要の基準改正が行われます。それに伴い、市も条例改正を行う必要があります。この条例改正につきましての新旧対照表は、別冊議会資料の44ページから49ページとなります。

主な一部改正については45ページをお願いいたします。

第39条に地域との連携等になります。第1項の内容は、先ほどの議案第23号と同様で運営推進会議を設置し、6カ月に1回以上活動状況を報告し、運営推進会議における評価を受け、必要な要望、助言等を聞く機会を設けることと追加するものであります。

説明は以上となりますが、条例の改正は平成28年4月1日から施行いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） このさっきの事業所の話が出てきたんですが、これはどのくらいあるんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 先ほどの条例が介護のほうについて、これは支援についてということなので同様に敷島荘1カ所でございます。

○委員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） 先ほどと同じようにこっちは支援だということですが、これは今後予想されるというか、現在に支援しているのは敷島荘のほかにも何か、全然ないということはないと思うんですけれども、ほかに予想される場所はどのくらいありますか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） こちらにつきましても、要支援1、2の方の部分ですので、24カ所が移行をされる見込みであります。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 39条、これは運営推進会議を半年に一遍ぐらいやるということの中で、要望や助言を聞くという機会が設けるということの中で、想定されるのはどんなようなことが要望が出るか、その辺はお考えございますか。ということは、予算とかそういう問題とかの要望が出るかなとか、いろいろ施設の例えば改修とかいうことでも出るのかなと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 今現在、今考えているのは利用者様の家族も運営推進会議に出席しますので、処遇の関係、それから施設の改修、もちろん施設の改修もありますし災害に対する避難訓練の実施の回数をとかという要望が上がってくるのは想定されています。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第24号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第24号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件について採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任を願います。

ここで暫時休憩いたします。休憩、40分から再開いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、分割付託されました議案第7号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） それでは、そのようにいたします。

なお、委員の発言は一問一答方式で、簡明をお願いいたします。

最初に、人事課より3款民生費、1項社会福祉費から4款衛生費、1項保健衛生費の人件費について説明を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） おはようございます。

それでは、人事課から今回の定例会に提案しています人件費の補正につきましてご説明します。

厚生環境常任委員会に関係します議案は、第7号 一般会計、第8号 国民健康保険特別会計、第9号 後期高齢者医療特別会計、第10号 介護保険特別会計、第11号 介護サービス特別会計の補正予算となります。

甲斐市定例市議会資料の31ページをごらんください。

初めに、平成27年度人事院勧告等に伴う甲斐市の給与改定等の概要につきましてご説明します。

1、趣旨でありますけれども、平成27年8月の人事院勧告、同年10月の山梨県人事委員会の勧告により、月例給は平均0.4%の俸給表水準の引き上げと、特別給は0.1月分の引き上げ等の勧告があり、本市におきましても山梨県人事委員会の勧告に準じ、関係する条例を改正して対応するものであります。

2の改定の内容につきましては、①月例給の改定としまして、給料表を平均0.4%引き上げます。②期末勤勉手当の改定として、年間支給月額を0.1月引き上げます。

表をごらんください。一番上が一般職になっておりますけれども、一般職は平成27年度、真ん中のところですがけれども、適用としまして、上のほうに6月期、12月期とありますけれども、12月期の勤勉手当支給率を0.1月引き上げ、改正前の0.75から0.85としています。

なお、その下ですけれども28年度以降は、6月期0.8、12月期0.8とそれぞれ改正前と比較しまして0.05月の増としております。

その下の特別職市議会議員につきましては、期末手当支給率を0.1月引き上げるものであります。

今回の人件費の増額補正につきましては、全てこの改定によるものであります。

それでは、27年度補正予算説明書の18ページ、19ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の001社会福祉関係職員費163万3,000円の増額につきましては、職員28人の給与、職員手当等、また共済費の人事院勧告等による補正となります。

次に、20ページ、21ページをお願いします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の001児童福祉関係職員費66万9,000円の増額につきましては、職員12人の給料等になります。

次に、22ページ、23ページをお願いします。

4目保育所費の001保育園関係職員費378万5,000円の増額につきましては、職員54人の給料等になります。

次に、5目児童館費の001児童館関係職員費38万2,000円の増額につきましては、職員8人の給料等になります。

次に、4項国民年金費、1目国民年金費の001国民年金関係職員費6万7,000円の増額につきましては、職員1人の給料等になります。

次に、24ページ、25ページをごらんください。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の001保健衛生関係職員費114万7,000円の増額につきましては、職員17人の給料等になります。

次に、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費の001環境衛生関係職員費67万1,000円の増額につきましては、職員13人の給料等になります。

続きまして、62ページ、63ページをお開きください。

こちらは国民健康保険特別会計となります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の001総務管理関係職員費58万1,000円の増額につきましては、職員8人の給料等になります。

続きまして、80ページ、81ページをお願いします。

こちら、後期高齢者医療特別会計となります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、001の総務管理関係職員費22万8,000円の増額につきましては、職員4人の給料等になります。

続きまして、98ページ、99ページをお願いします。

介護保険特別会計となります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の001総務管理関係職員費31万2,000円の増額につきましては、職員5人の給料等になります。

次に4 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費の001介護認定審査会関係職員費5万1,000円の増額につきましては、職員1人の給料等になります。

続きまして、104ページ、105ページをお願いします。

3 款地域支援事業費、2 項包括的支援等事業費、1 目包括的支援等事業費の003包括的支援事業関係職員費12万9,000円の増額につきましては、職員2人の給料等になります。

続きまして、122ページ、123ページをお願いします。

こちらのほうは、介護サービス特別会計となります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の001総務管理関係職員費4万3,000円の増額につきましては、職員1人の給料等になります。

人事院勧告等の給与改定等に伴います厚生環境常任委員会関係の人件費補正につきましての説明は以上となります。よろしくをお願いします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 基本的なことで申しわけないんですが、10月に勧告があったと。普通だと12月の議会があるので、それにかけるまでの余裕はなかったということですか。ちょっと前後の関係はわからないんですけども。ちょっと説明をお願いします。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 国のほうの法改正がことしの1月にずれ込んだ関係がありまして、その関係でうちのほうは2月定例となったという状況でございます。

以上です。

○委員（五味武彦君） もう一ついいですか。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） この差額というのは、これは私も素人で申しわけないんですけども、いつ職員に払われるのかというのをちょっと具体的に教えていただけますか。議会が通ってからということだとは思いますが、教えてください。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） こちらのほうの改正に伴います支給につきましては、3月20日の給与支給日を考えております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 18日になります。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 例えばその差額がそっくり18日にどんと振り込みになる、どんとということなのかはわからないんですけども、些少でしょうかはわからないんですけども振り込みになるということですか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） こちらの給与の関係、また期末勤勉手当の関係につきましては、18日の支給日に一括して振り込みたいと考えております。

以上です。

○委員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは人件費だから全体にかかわることなんですけれども、この総額で、前言ってくれたかもしれないけれども確認の意味で、総額でどれぐらいなのか、その辺を。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 総額は2,633万円となります。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、ここでやって次年度はこの基準でいくということなんです、これを見ていると。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 給料表はその給料表をもちまして、また、12月は0.1月ありまし

たけれども、12月は平準化というか、例えば職員でありますと0.8のを0.8ということで勤勉手当のほうを変えまして、議会のほうの関係は今まで6月が1.475、12月が1.625という期末手当の支給率を28年度以降は、平準化というかそれぞれ0.05上げております。今回は12月期を0.1上げましたけれども、次年度からは0.05ずつ上げるという形になります。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

山本議員。

○議員（山本今朝雄君） すみません。今支給日、差額の支給日なんですが、3月18日ということだったんですが、職員はさかのぼって3月18日、議員なんかは3月20日でしょうか。その辺どうでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 3月20日は休みでありますので、3月18日に支給します。

○議員（山本今朝雄君） ありがとうございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、3款民生費、1項社会福祉費から4款衛生費、1項保健衛生費の人件費の審査を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、長寿推進課関係を行います。

3 款民生費、第 1 項社会福祉費について説明を求めます。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） よろしくお願ひいたします。

平成27年度一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

補正予算説明書20、21ページをごらんください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目老人福祉費、説明欄の016介護保険特別会計繰出金1,775万円の増額につきましては、介護保険特別会計の保険給付費等の増額によるものであります。詳細につきましては、介護保険特別会計補正の際に説明させていただきます。

以上、長寿推進課にかかわる補正予算になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これは、特別会計のほうでということですので、質疑を省略したいと思います。

これで長寿推進課所管の3 款民生費、第 1 項社会福祉費の審査を終了します。

ここで一部職員が退席します。

引き続き会議を続行いたします。

次に、福祉課関係を行います。

3 款民生費、第 1 項社会福祉費及び3 項生活保護費について一括して説明を求めます。

本田課長。

○福祉課長（本田泰司君） お疲れさまでございます。

それでは、福祉課の補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書18、19ページをお開きください。

一番下の欄の3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費からご説明いたします。

補正前の額7 億5,455万円に対しまして2 億7,748万8,000円を補正し、補正後の額が10億3,203万8,000円となるものでございます。

補正額の財源内訳ですが、国庫支出金が2 億2,265万8,000円、県支出金が2,601万6,000円、財産収入が12万1,000円、一般財源が2,869万3,000円でございます。

補正の内容につきまして、事業別にご説明いたします。

001社会福祉関係職員費につきましては、先ほどの人事課の説明のとおりでございます。

010国民健康保険特別会計繰出金につきましては保健課の主管となりますので、026臨時

福祉給付金給付事業からご説明いたします。

内容でございますが、平成27年度の事業完了に伴う1,440万円の減額補正となります。内訳は臨時職員賃金、職員手当等の減額が240万円、給付金の減額が1,200万円でございます。

なお、申請率は89%でございました。

次に、031年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業1億9,000万円でございますが、昨年12月の閣議決定により、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者を支援するものとして、平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち平成28年度中に65歳以上になられる方、約6,000人に1人当たり3万円を給付するものでございます。事業は100%の補助事業で、今回の補正予算に提示を行い、繰越明許事業として4月から申請書の配布、受付、5月から給付を行うものでございます。内訳は、臨時職員賃金、需用費、委託料等の事務費が1,000万円、給付金は1億8,000万円でございます。

48ページをごらんください。

繰越明許費資料という内容でございます。繰越明許費の補正の内容でございますけれども、年金生活者等支給臨時給付金給付事業の全額1億9,000万円を限度額といたしまして、翌年度に繰り越すものでございます。

それでは、20、21ページをお願いいたします。

中ほどの2目障がい者福祉をご説明いたします。

補正前の額15億272万8,000円に対しまして、6,391万7,000円を補正いたしまして、補正後の額が15億6,664万5,000円となるものでございます。

補正額の財源内訳ですが、国庫支出金が4,149万円、県支出金が1,024万5,000円、一般財源が1,218万2,000円でございます。

補正の内容について、事業別にご説明いたします。

001自立支援給付事業ですが、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所サービスにおいて利用者の増加により8,898万円を増額するものでございます。内訳は、在宅におけるサービスの介護給付費2,490万6,000円、生活技術を高めるグループホーム、就労技術を高める訓練サービスの訓練等の給付費が2,022万6,000円、障害児通所給付費4,384万8,000円でございます。

次に、002自立支援医療事業406万3,000円の減額ですが、厚生医療の対象医療となる心臓手術及び腎臓機能障害による人工透析等の医療費の決算見込みによる600万円の減額補正及び平成26年度の国庫負担金の確定に伴い、概算で受けていた交付済額と実績額との差額分

を返還するための国庫支出返納金193万7,000円の増額補正との差し引きにより減額するものでございます。

次に、009身体障害者医療費助成事業ですが、医療費の決算見込みから2,100万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、22、23ページをお開きください。

中ほどの下に3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費についてご説明いたします。

補正前の額1,380万1,000円に対しまして1,668万6,000円を増額補正し、補正後の額3,048万7,000円とするものでございます。補正額の財源内訳は全額一般財源でございます。

補正の内容ですが、001生活保護総務費におきまして、平成26年度の国庫負担金の確定に伴い概算で受けていた交付済額と実績額の差額分を返還するため、1,668万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、2目扶助費についてご説明いたします。

補正前の額8億7,064万8,000円に対しまして、1億4,200万円を増額補正し、補正後の額が10億1,264万8,000円とするものでございます。

補正額の財源内訳ですが、国庫支出金が1,650万円、一般財源が3,550万円でございます。

補正の内容でございますが、001扶助費におきまして保護世帯の増加や医療扶助費等の伸びによりまして扶助費1億4,200万円を増額補正をお願いするものでございます。

なお、生活保護の状況でございますが、平成28年2月1日現在で被保護世帯数438世帯、被保護人数581人と昨年の4月当初から12世帯29人の増加となっており、今後とも高齢者世帯、傷病・障害世帯を中心に増加が見込まれる状況でございます。

以上が、福祉課の補正予算の説明でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ありがとうございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありますか。

よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、生活保護の説明の中で今12世帯の29人ということで微調整で1億4,200万円ということで、単純に1人当たりにしちゃ非常な額だなと思うんだけど、

相対的な部分でこの1億4,200万円という部分の中身というか、それはどんな形で補正になっているのかな。

○委員長（小澤重則君） 本田課長。

○福祉課長（本田泰司君） 生活扶助が3,063万9,000円、医療費扶助が9,948万6,000円、介護扶助が1,187万5,000円でございます。

以上でございます。

〔「どんなふうに」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 本田課長。

○福祉課長（本田泰司君） まず、対象の世帯、人員がふえたということと、あと医療費の伸びが激しいんですけれども、入院の増加とか9月に肝炎の新薬が使えるようになりまして、その新薬が1粒8万円というような状況でございまして、それを毎月、2カ月とか3カ月飲まれる方が複数人おりまして、そのような理由から大きく医療費のほう伸びたという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 19ページの一番下のところで、031ですか、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業というところですか。1億9,000万円ということだと思います。先ほどの説明だと6,000人掛ける3万人で1億8,000万円と。残りの1,000万円は事務費だということだと思いますが、これに係るその職員、臨時の職員さんがいつぐらいからいつまでおやりになるのか、何名なのか、その辺ちょっとご説明いただけますか。

○委員長（小澤重則君） 鈴木係長。

○福祉総務係長（鈴木結子君） まず、年金生活者等支援臨時福祉給付金とあわせまして、また28年度に政府のほうで通常の消費税増税に伴う臨時福祉給付金事業をまた行うということで閣議決定がされております。その臨時職員と兼ねる部分が若干ございますが、年金生活者等の臨時福祉給付金事業につきましては、短期間の受付で7月までにはおおむね給付金のほう支払うようにという政府のほうからの要綱のほうが来ております関係上、短期間の2カ月程度の臨時職員を予算上では4名を予定しております。そのほかに、通年通しましてこの年金生活者等給付金事業及び次年度の臨時福祉給付金事業を兼ねるような臨時職員、通年の

1年間の臨時職員を3名を予定しております。あわせまして、臨時職員のほかに受付業務につきましては、また別途新年度の予算のほうでも委託事業の中で予定しておりますが、そのような体制で行いたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ということは今年度については、この1,000万円を計上してあるけれども、また来年度も同じような形で予算計上しなければならないと。それについては職員が4名という形ですか。4名、4名なのか。4名がそのまま続くのかな。

○委員長（小澤重則君） 鈴木係長。

○福祉総務係長（鈴木結子君） 年金生活者と今回の補正予算では、短期の2カ月程度の臨時職員を4名、別途、新年度の予算では1年間の臨時職員を3名、これは別の人員を考えております。お願いいたします。

○委員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） すみません。先ほどの扶助費の中で、医療費が非常に伸びたという、肝炎の治療費に1粒8万円。それで、これはこれからも、というか短期間で完治するものなのか、それとも今後、来年度のそういうところにも影響してくるのか、その辺の予想というのはどんなふうになっているんですか。

○委員長（小澤重則君） 本田課長。

○福祉課長（本田泰司君） 2カ月から3カ月の治療で、かなり改善されるということなんです。現在生活保護の受給者で肝炎になっている方が複数人おりますので、今後も医療費の伸びが見込まれると思われれます。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 21ページの障害者福祉費の中で、002の自立支援医療事業がございます。減額になっているんだけど、これは透析なんかのほうの関係だと思うんですけども、これはあれですか、利用者が減ったとか、それとも透析をする方が減ったということは透析する方が予想より減ったと。あるいは治療で透析しなくなったなんて人はいないと思うんですけども、その辺はどんなふうな内容でこう減額になったのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 田中係長。

○障がい福祉係長（田中貴則君） 議員さんがおっしゃるように、透析を1回始めると透析しなくてよくなるということはまずあり得ませんので、透析をしている方が減ったということではなくて、当初の予算計上をするときには主に生保です、生保の受給者税で人工透析を始めると1人当たり月30万円ほどかかって、年間にすると360万円ほどかかるわけなんですけれども、生保の受給者が1人ふえるだけで360万円。2人になると720万円というふうになってしまうんですけども、そういったものを見込んで予算計上させていただいているんですけども、生保の受給者が今年度新たに追加にならなかったというのが一つの原因になっております。

○委員長（小澤重則君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 今、田中係長のご説明でわかるわけだけれど、逆に言うと今医療の関係で透析を行う方が、今まで以上にこれからもふえるのか、そのわけですけれども、その辺の資料、例えばどういうふうな、これはあれとは関係ないけれども、そういう患者さんあるいはこれからそういう方になる医療の、あるいは透析に、病気にかからないというような何かこういう対策は立っているのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 田中係長。

○障がい福祉係長（田中貴則君） 昨年4月になるんですけども、山梨県のほうで医療機関等が連携いたしまして、今まで地域のお医者さんに通っていた方で腎臓が悪い方なんかは重くならないうちに専門医に紹介するという、そういう連携するシステムができて、重くならないうちに専門のお医者さんに行くようにという、そういう紹介の中で今後人工透析にかかる患者数を減らしていこうという、そういう連携が当然今始まっております、数年後には約1割程度を減らすということを目標に取り組んでいるという形になりますので、そういう動向を見ながら甲斐市としても連携できることは連携してやっていきたいと思っております。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、質疑を終了します。

これで福祉課所管の3款民生費、第1項社会福祉費及び3項生活保護費の審査を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、子育て支援課関係を行います。

3款民生費、2項児童福祉費について説明を求めます。

小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） それでは、子育て支援課から補正予算の説明をさせていただきます。

議案の22ページをお開きください。定例議会議案の22ページでございます。

中段をごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費であります。補正額の9,516万4,000円の減額をお願いし、48億5,854万5,000円とするものでございます。

次に、補正予算説明書の20ページから23ページになります。

まず、20ページ、21ページ下段からごらんください。20ページ、21ページになります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。001児童福祉関係職員費66万9,000円の増額につきましては、先ほどありました人事課の説明のとおりでございます。

次に、22ページ。4目保育所費でございますが、補正前の額21億5,546万8,000円に対しまして、9,621万5,000円を減額補正し、補正後の額を20億5,925万3,000円とするものでございます。

補正額の財源内訳でございますが、まず国・県支出金1,566万6,000円の減額をお願いいたします。その内訳といたしまして、まず国庫支出金933万3,000円の減額でございますが、教育保育給付費負担金が600万円と地域子ども・子育て支援事業交付金が333万3,000円でございます。その下の県支出金の633万3,000円の減額は、教育保育給付費負担金が300万円、地域子ども・子育て支援事業交付金が333万3,000円でございます。その他財源は800万円の分担金及び負担金の減額でございますが、これは保育料の現年分、保護者から徴収する金額、その800万円の減額でございます。一般財源は7,254万9,000円の減額をさせていただくものでございます。

補正内容でございますが、23ページの説明欄をごらんください。

節の上から3段目の2節給料から4節共済費までは、001保育園関係職員費の人件費378万5,000円で人事課の説明のとおりでございます。

次に、19節負担金補助金及び交付金の1億円の減額でございますが、説明欄の010市内保育所事業、011広域保育事業、012特別保育事業に係る分でございます。まず、010の市内保育所事業でございますが、6,000万円の減額と011の広域保育事業は3,000万円の減額をお願いいたします。これにつきましては、本年度から子ども・子育て支援制度がスタートし、新たに創設された施設型給付費について市内外の保育園からの公定価格に基づいた請求により、毎月支給しているところでありまして、予算編成時には国の公定価格が未確定であったこと、また、児童の入所が見込んでいた数より少なく給付費に余剰金額が生じることから、今回合わせて9,000万円の減額をさせていただくものでございます。この財源でございますが、先ほど財源内訳で説明いたしました国・県支出金の教育保育給付費負担金の減額で、国分が600万円、県分が300万円でございます。

また、012の特別保育事業でございますが、1,000万円の減額をお願いいたします。市内私立保育園1園が実施していた一時預かり事業あおぞら保育園に加え、今年度から1号認定の預かり保育の幼稚園型かおり幼稚園及び市外の認定こども園等が創設されたことにより当初予算に計上いたしました。1号認定の預かり保育幼稚園型は全く新しい事業であり、推計で計上しておりましたが、今回余剰額が生じることから減額補正をさせていただくものであります。この財源でございますが、先ほど財源内訳で説明いたしました国・県支出金の地域子ども・子育て支援事業交付金の減額で、国分が333万3,000円、補助率3分の1、県分も333万3,000円、補助率は3分の1でございます。

次の、5目児童館費でございますが、児童館関係職員費で38万2,000円の増額は人件費で

ございますので、人事課の説明のとおりとさせていただきます。

以上でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 23ページの1番上の010市内保育所から広域保育ということ、それから特別保育とあります。それぞれ減額と。当初の予定の人数と実際の人数、それぞれの人数っておわかりになりますか。

○委員長（小澤重則君） 島田係長。

○保育係長（島田 伸君） 今回少なくなった人数ということでよろしいでしょうか。

想定していた人数よりもこの事業が何人減ったというようなことでも。差額を。

初めに010市内保育事業でございますが、市内私立保育園9園に係る運営費でございます。累計で132人、そして011広域保育事業、これは市外私立保育園32園に係る運営費でございますが、累計で60人ということで合計192人ほど少なくなっております。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 特別保育は人数の減というのはないんですか。

○委員長（小澤重則君） 島田係長。

○保育係長（島田 伸君） 特別保育につきましては、当初新たに創設された認定こども園、これが15園保育園ありまして122人本市のほうから通園しているわけなんです。そのうち77人を見込んでおりましたが、29人ということで少なくなっておりますので補正減額させていただくような形になっております。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） この予算時よりも減ったということは、どんな原因が考えられるのかちょっと教えていただけるとありがたいんですが。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 予算時につきましては、今回子ども・子育て支援法等が4月に変わりまして大幅な改革があったということで、人数の見込み等がなかなか難しい中ございました。特別保育事業につきましても、認定こども園等ができた関係でそこに対して見込んでいた人数がかなり少なくなったということが原因だと思います。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） わかりました。これは予算のことだと思っんですけども、来年度の予算も今の現状の数を基本数字として予算立てするのでしょうか。もう上がっているのかな。

○委員長（小澤重則君） 島田係長。

○保育係長（島田 伸君） 実績を勘案しまして、ただ、市内保育事業010につきましては新たに竜王南あら川保育園が私立1園ふえますので、その入所児童分につきましては増額プラスアルファしてまいりたいと考えております。

○委員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、3款民生費、2項児童福祉費の審査を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、健康増進課関係を行います。

4款衛生費、1項保健衛生費について説明を求めます。

樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） よろしくお願ひいたします。

健康増進課から補正について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の24ページ、25ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、3目健康推進費の補正になります。

初めに1目保健衛生総務費ですが、001保健衛生関係職員費につきましては、人事課の説明のとおりでございます。続きまして、3目健康推進費ですが、001母子保健事務につきまして110万円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で、不妊治療費助成でございます。不妊の治療をする方への助成になりますが、1件当たりの治療費が10万円を限度といたしまして当初110件の予定をしておりましたが、3月までの助成見込みが11件の不足として、110万円の増額補正をお願いするものでございます。財源につきましては一般財源となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、健康増進課所管の4款衛生費、1項保健衛生費の審査を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、環境課関係を行います。

4款衛生費、2項環境衛生費について説明を求めます。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 大変ご苦労さまです。

それでは、環境課における3月補正について説明をさせていただきます。

補正予算の説明書については、24ページ、25ページの下段になります。

4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費であります。補正前の金額1億7,933万3,000円に対しまして、72万4,000円の増額補正であります。合計で1億8,005万7,000円であります。財源につきましては全て一般財源であります。

25ページの右側、説明欄にありますとおり001環境衛生関係職員費67万1,000円につきましては、人事課の説明のとおりでございます。また、016簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、所管が上水道課となりますので建設経済常任委員会での説明となります。

次に、2目環境保全費であります。補正前の金額2,785万5,000円に対し650万円の減額補正で、合計で2,135万5,000円であります。財源内訳としましては全て一般財源であります。内容につきましては、001環境保全事業における19節負担金補助及び交付金でありまして、太陽エネルギー利用整備導入促進奨励金650万円の減額でございます。この件につきましては、1月の厚生環境常任委員会の席上で太陽エネルギー利用整備導入促進奨励金交付要綱の廃止についてのときに説明をさせていただいております。当初予算においては、太陽光発電関係で1件当たり5万円の補助で300件、1,500万円を計上しておりましたが、決算見込みとして170件、850万円を考慮しまして650万円の減額補正をする内容でございます。

次に、3目やすらぎ聖苑管理費でございます。補正前の金額8,033万3,000円に対し1,000万円の減額補正で、合計で7,033万3,000円あります。内容につきましては13節委託料が500万円の減額であります。これは、火葬業務委託における入札差金であります。次に、15節工事請負費で500万円の減額であります。これにつきましては、3年計画で行っている火葬炉積みかえ工事及び本年度実施をしました制御盤、動力盤監視システム改修工事による契約差金でございます。

次に、説明書36ページ、37ページ下段になります。

13款諸支出金、1項基金費、14目環境保全基金費であります。補正前の金額503万4,000円に対し500万4,000円の増額補正で、合計で1,003万8,000円でございます。財源内訳につきましては使用料及び手数料で37万8,000円、財産収入で4,000円、合計で38万2,000円でございます。一般財源は462万2,000円あります。歳入の関係がございましたので、まず歳入について説明をさせていただきます。

歳入につきましては、6ページ、7ページの中段をお願いします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料でございます。補正前の金額618万7,000円に対し37万8,000円の増額であります。合計で656万5,000円でございます。内容としましては、行政財産の使用料ということで、太陽光の屋根貸し事業に伴う使用料でございます。本年度新たに太陽光屋根貸し事業として4施設を追加し、その使用料でございます。また、財産収入4,000円につきましては、10ページ、11ページ下段の16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金ということで、右側説明欄の一番下、環境保全基金の利子4,000円であります。

それでは、もとに戻っていただき36ページ、37ページをお願いします。

補正額500万4,000円の増減理由でございますが、環境保全基金については平成25年度より毎年1,000万円の積み立てを行っていくところですが、27年度の当初予算については災害廃棄物処理基本計画の策定という臨時的な経費があり、例年の半分の500万の予算化をしました。今回先ほども言いましたように、環境保全事業及びやすらぎ聖苑一般管理費に不用が出ましたので、通常どおり1,000万円の積み立てをするものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 25ページのやすらぎ聖苑のことでちょっとお伺いしたいんですが、500万円の委託料の差が出たと。当初はどのくらいの金額で、実際どのくらいになったのか。それが多分差額が500万円だと思うんですが、まずその金額を教えてくださいませんか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） これにつきましては、火葬業務委託という形で当初予算では1,841万円を予算化しておりました。実際入札になりまして、1,289万5,000円ということで差し引き約550万円の差が出まして、それで約500万円の減額補正をしたところでございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） その減額、この500万円も減額した業務内容は全く変わらないと考えていいですか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 火葬業務ということの中で、ある程度若干その年々で契約金額が変わっていきますので、予算の範囲で一応1,800万円ということを組み立て、実際業務内容もここ2、3年ほとんど変わっていない状況でございます。

以上です。

○委員（五味武彦君） 以上です。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、環境課所管の4款衛生費、2項環境衛生費及び13款諸支出金、1項基金費の審査を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、保険課関係を行います。

3款民生費、1項社会福祉費について説明を求めます。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、保険課の案件についてご説明いたします。

補正予算説明書の18ページ、19ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、010国民健康保険特別会計繰出金1億25万5,000円の増額は、保険基盤安定繰出金保険税権限分331万6,000円と保険基盤安定繰出金保険税支援分9,411万8,000円の増額及びその他の繰出金といたしまして、乳幼児医療

費対策事業135万2,000円、ひとり親家庭医療対策事業111万4,000円、甲斐市子ども医療費助成事業35万5,000円でございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

3目老人福祉費、004後期高齢者医療特別会計繰出金40万4,000円の増額は、職員給与費等繰出金、後期高齢者医療広域連合負担金繰出金が147万5,000円の減額。それから、保険基盤安定繰出金が205万1,000円の増額でございます。

説明書22ページ、23ページをお願いいたします。

4項1目国民年金費、010国民年金職員費につきましては、人事課から説明がございました職員給与費の増額でございます。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、010国民健康保険特別会計繰出金58万1,000円の増額は、先ほどと同じく職員給与費等の繰出金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、保険課所管の3款民生費、1項社会福祉費の審査を終了します。

以上で、一般会計補正予算（第7号）の審査を終了します。

これより、議案第7号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）について順次討論・採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

特別会計だけれども、休憩をとりますか、どうします。続行でいいですか。

続行いたします。

これより、特別会計補正予算を行います。

議案第8号 平成27年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

ここでお諮りいたします。特別会計補正予算につきましては、歳入・歳出一括説明、質疑としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） それでは、そのようにいたします。

内容について、当局の説明を求めます。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、議案第8号 平成27年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明をいたします。

議案の29ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,883万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億4,418万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入の説明をいたします。

補正予算説明書56ページ、57ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1,700万円の減額は、被保険者の減少及び権限制度の拡充に伴うものでございます。2目退職被保険者等国民健康保険税2,900万円の減額につきましても同様でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金7,000万円の増額は、歳出の療養給付費の増額に伴い負担金を増額するものでございます。2目高額医療費共同事業負担金250万円の増額は、決算見込みによるものでございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。

4款1項1目療養給付費等交付金500万円の減額は、決算見込みによるものでございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金250万円の増額は、決算見込みによるものでございます。2項県補助金、2目乳幼児医療対策事業費補助金135万1,000円の増額及び3目ひとり親家庭医療費対策事業費補助金111万3,000円の増額は、決算見込みによるものでございます。

7款1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金500万円の増額は、決算見込みによるものでございます。

60ページ、61ページをお願いいたします。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金12万円の増額につきましては、基金の運用利子の決算見込みによるものでございます。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）331万6,000円の増額につきましては、低所得者に対する保険税軽減額の拡充に伴うものでございます。2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）9,411万8,000円の増額は、軽減対象者数に応じた保険者への財産支援が拡充されたことに伴う増額でございます。3節職員給与費等繰入金58万1,000円は、先ほど人事課から説明があった職員給与費の増額に伴うものでございます。6節その他の繰入金282万1,000円の増額は、県単市単事業であります乳幼児医療対策事業費波及分繰入金等の決算見込みによるものでございます。

10款1項繰越金、2目その他繰越金2億3,641万5,000円は、前年度からの繰越金でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

62ページ、63ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費総務管理関係職員費58万1,000円は、先ほどの人件費の増額に伴うものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費2億9,931万円は、医療費の増加に伴う決算見込みによるものでございます。2目退職者退職被保険者等療養給付費984万6,000円の減額は、退職被保険者の減少に伴うものでございます。3目一般被保険者療養費67万円は、療養費の増加に伴う決算見込みによるものでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費1,800万円は、決算見込みによる医療費の

増額によるものでございます。

64、65ページをお願いいたします。

7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金4,000万円の増額は決算見込みによるものでございます。

9款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金2,012万円は、前年度からの繰越金2,000万円と基金の運用利子12万円を積み立てるものでございます。

最後に、医療費の動向につきましてご説明をいたします。

先ほど福祉課のほうからも説明がございましたが、国民健康保険におきましても27年度に入りまして医療費が急激に増加をし、現在も増加が続いております。この主な要因は、26年度以降に保険適用され、発売されましたC型肝炎治療の経口新薬によるものと考えられております。特に昨年発売されました複数の新薬がございますが、この薬は治療効果が高く、1日当たりの調剤費が6万円から8万円と高額な薬剤であり、また、起用期間が12週間と長いことが医療費の急増の要因となっていると思われまます。

なお、この医療費がどのように今後増加し、また、それがどういうふうに移るかを見積もることは困難な状況となっております。今回の補正予算によりまして増額する医療費を万が一賅え切れなかった場合には、再度の補正予算の編成が必要となることも想定がされる場所となっております。また、医療費の確定につきましては年度末となりますことから、場合によっては専決予算によりまして補正予算を編成させていただくことがあることも考えられますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今回のこの基金の2,000万円とあって、今、これ基金はどれくらいたまっているんですか。

○委員長（小澤重則君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 基金残高につきましては、26年度末で6億300万円ほどございます。

○委員長（小澤重則君） 斉藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 今後、今再度の補正と、また専決というようなことで非常にさっきの高額の薬が要因だというようなことなんだけれども、今後その薬の使い方とそれからその発病する、それを飲んでどの程度それが効果的に効いているのかというふうなことは、これは国民健康保険のほうで、個々のほうではなかなかつかめないことがあるとは思うんだけど、その辺の使ったことによってどれだけその効果があったかということも、ただ薬を飲んでいだけということもないと思うんで、その辺のところをしっかりとつかみながらやってもらいたい。

○委員長（小澤重則君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） これにつきましては、26日の山日新聞の報道によるところになりますが、県内で新薬を使っている方が11月以降で県全体で745人使っているということで、この薬による治療効果につきましては、ほぼ全員が肝炎ウイルスが除去され、高い治療効果が得られているということが報道されております。また、再発が見られた方は1人だけというようなことが県からの報道として新聞紙上に掲載されております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 今、県のそういう報告で動向としてはそうなんだけれども、当然個々でそういう支出を担当するところとしては、市としてもその辺の把握というか調査というか、そういうこともやるべきではないかなと思うんですけれども。その辺はどうですか。

○委員長（小澤重則君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 今のご質問についてですが、これも県のほうの助成事業になる関係から、県のほうに問い合わせをしたところとなりますが、3月の見込みで甲斐市のC型肝炎の患者数、この県の助成事業の適用の方が120人いらっしゃいまして、そのうち個々の加入者が70人ということだそうです。先ほど福祉課のほうでも話が、また先ほどもご説明をいたしました12週間の処方ということになっておりまして、新聞等で出ましたのがソバルディという薬とハーボニーという薬になります。こちらが、ソバルディという薬が1日当たり6万2,000円、それからハーボニーという薬が8万円という1日当たりの単価になりまして、12週間服用した場合が670万円という高額になりますので、どうしてもその影響が大きいということになります。また、この患者数がふえるかどうかというのは、医療機関の判断にもよるところがあると思われまして、現実に厳密にその患者数を把握するというのはなかなか難しい状況にあるわけですが、診療報酬の請求等を見ながら再度の補正が必要とな

るかどうかはできるだけ厳密に判断をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で審査を終了します。

これより、議案第8号 平成27年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について順次討論・採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

続きまして、議案第9号 平成27年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

内容について、当局の説明を求めます。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

議案集の33ページ、また、歳入歳出説明書の補正予算説明書の78ページ、79ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ719万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億8,314万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入について説明をいたします。補正予算説明書をごらんください。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料1,000万円の減額、また2目普通徴収保険料、1節現年度分普通徴収保険料240万円の増額及び2節滞納繰り越し分普通徴収保険料40万円の減額は、決算見込みに伴うものでございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金80万4,000円の増額は、職員給与費等繰入金22万8,000円の増額、後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金の減額147万5,000円及び保険基盤安定繰入金205万1,000円の増額でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

80、81ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費総務管理関係職員費22万8,000円は、人事課から説明がございました職員給与費の増額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、001保険料等納付金594万9,000円の減額は、保険料納付金800万円の減額、保険基盤安定負担金205万1,000円の増額でございます。002事務費納付金147万5,000円の減額は、山梨県後期高齢者医療広域連合への事務費負担金の確定に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 皆さん、12時になりましたが続行してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） では、そのようにいたします。

説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で審査を終了します。

これより、議案第9号 平成27年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について順次討論・採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 零時03分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続きまして、議案第10号 平成27年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について、当局の説明を求めます。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） よろしくお願ひします。

議案第10号 平成27年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

議案の37ページをごらんください。

今回の補正は歳入歳出それぞれ1億9,235万5,000円の増額をお願ひし、補正後の予算額

は42億2,117万5,000円とするものです。

それでは、補正予算説明書の98ページ、99ページをお開きください。

まず先に歳出の説明をさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費001総務管理関係職員費31万2,000円の増額につきましては、職員人件費に伴う補正で人事課の説明のとおりでございます。

1款総務費、4項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、001介護認定審査会関係職員費5万1,000円の増額は、職員人件費に伴う補正で人事課の説明のとおりでございます。同じく003介護認定審査会費4万6,000円の増額につきましては、中央市から派遣職員の人件費に伴う補正で、人事課の説明のとおりでございます。

次に、2款保険給付費に入りますが、介護保険特別会計予算については保険給付機関での流用が認めているわけですが、今回の補正では決算見込みにより増額及び減額する部分について補正要求させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

では、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費は、1億7,003万8,000円の増額です。内訳としまして、居宅介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費の増額によるものです。次に、2目地域密着型介護サービス等給付費1,561万9,000円の増額です。

100ページ、101ページをお願いします。

次に、3目施設介護サービス給付費7,589万4,000円の減額です。次に、4目居宅介護サービス計画等給付費2,958万円の増額です。

次に、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費2,078万1,000円の減額です。内訳としまして、介護予防サービス給付費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費の減額によるものです。次に、2目地域密着型介護予防サービス等給付費301万9,000円の減額です。

102ページ、103ページをお願いいたします。

次に、3目介護予防サービス計画等給付費250万9,000円の減額です。

次に、3項その他諸費、1目審査支払い手数料、12節役務費の43万7,000円の増額です。

次に、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費450万円の増額です。

104ページ、105ページをお願いいたします。

次に、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費250万円の増額です。

次に、7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費1,804万5,000円の増額です。

次に、3款地域支援事業費、2項包括的支援等事業費、1目包括的支援等事業費、003包括的支援事業関係職員費12万9,000円の増額につきましては、人事課の説明のとおりでございます。

106ページ、107ページをお願いいたします。

次に、5款基金積立金、1項基金積立金、1目給付準備基金積立金5,330万1,000円の増額につきましては、平成26年度からの繰越金、国・県及び第2号被保険者の支払い基金の過年度精算に伴う交付金等を給付準備基金として積み立てる補正でございます。

以上、歳出の総額が1億9,235万5,000円の増額でございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の92、93ページをお願いいたします。

1款保険料、1項保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料4,713万2,000円の増額につきましては、保険給付費の増額による第1号被保険者の保険料の補正です。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金1,920万2,000円の増額につきましては、保険給付費の増額による国庫負担金の補正でございます。2節過年度分介護給付費負担金434万2,000円の増額につきましては、過年度の保険給付費に係る国庫負担金の精算に伴う補正でございます。

次に、4款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援介護予防事業交付金、2節過年度分地域支援介護予防事業交付金83万円の増額につきましては、過年度の地域支援介護予防事業の精算による国からの交付金の補正でございます。

3目地域支援包括的支援等事業交付金、2節過年度分地域支援包括的支援等事業交付金179万8,000円の増額につきましては、過年度の地域支援包括的支援事業の精算による国からの交付金の補正です。

次に、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分介護給付費交付金2,306万8,000円の増額につきましては、保険給付費の増額による第2号被保険者被保険者負担分の補正でございます。

94、95ページをお願いいたします。

次に、2節過年度分介護給付費交付金728万円の増額につきましては、過年度の保険給付

に係る第2号被保険者負担分の精算に伴う補正であります。

次に、2目地域支援事業支援交付金、2節過年度分地域支援事業支援交付金437万1,000円の増額につきましては、過年度の地域支援事業の第2号被保険者負担分の精算に伴う補正です。

次に、6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金757万2,000円の増額につきましては、保険給付費の増額による県からの負担金の補正でございます。

次に、2節過年度分介護給付費負担金123万7,000円の増額につきましては、過年度分保険給付の精算による県からの負担金の補正でございます。

次に、6款県支出金、2項県補助金、1目地域支援介護予防事業交付金、2節過年度分地域支援介護予防事業交付金41万5,000円の増額につきましては、過年度分地域支援介護予防事業の精算による県からの交付金の補正です。

次に、2目地域支援包括的支援等事業交付金、2節過年度分地域支援包括支援等事業交付金89万9,000円の増額につきましては、過年度分地域支援包括支援事業の精算による県からの交付金の補正です。

96、97ページをお願いいたします。

次に、7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金5万3,000円の増額につきましては、預金利子に係る補正でございます。

次に、8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金1,731万6,000円の増額につきましては、保険給付費の増額による市負担分の補正でございます。

次に、3目地域支援包括的支援等事業繰入金、1節現年度分地域包括支援等事業繰入金2万5,000円の増額につきましては、包括支援事業費の増額による市負担分の補正でございます。

次に、4目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金31万2,000円の増額については、職員給与費の増額による市負担分の補正です。次に、2節事業費等繰入金9万7,000円の増額につきましては、介護士認定審査会の審査会費の増額による市負担分の補正でございます。

次に、9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金5,640万6,000円の増額につきましては、平成26年度からの繰越金に係る補正でございます。

以上、歳入の補正の総額は1億9,235万5,000円の増額です。ご審議のほどよろしくお願  
いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 99ページの下のほうです。居宅介護サービス等給付費1億6,800万円  
の増額は、主な理由は何でしょうか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 冒頭の説明で申し上げましたが、決算見込みによる補正にな  
りますので状況等については余りわかっておりません。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で審査を終了します。

これより、議案第10号 平成27年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）につい  
て順次討論・採決を行います。

本案について討論はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

続きまして、議案第11号 平成27年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について、当局の説明を求めます。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） それでは、議案第11号 平成27年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案の41ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ144万8,000円の増額をお願いし、補正後の予算額は1,000万6,000円とするものです。

それでは、補正予算の説明書120、121ページをお願いいたします。

まず歳入の説明をさせていただきます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金144万8,000円の増額につきましては、平成26年度からの繰越金に係る補正でございます。

以上、歳入の補正総額は144万8,000円の増額でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

補正予算説明書122、123ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、001総務管理関係職員費4万3,000円の増額につきましては、職員人件費に伴う補正で人事課の説明のとおりでございます。

次に、2款事業費、1項居宅介護支援事業費、1目居宅介護支援事業費、13節委託料の140万5,000円の増額でございます。既にご存じのとおり介護サービス特別会計では、軽度な介護保険認定者、いわゆる要支援1、2の方に地域包括支援センターが中心となって介護予防のケアプランを作成して要介護状態にならないように支援をしているわけですが、このケアプランを作成する事業を介護サービス事業勘定として特別会計化しているものでございます。主な事業費として、人件費等の一般管理費と居宅介護支援事業費としてのケアプラン作成の委託料となりますので、このたびの補正は歳入に昨年度からの繰越金が入りますので、出所として人件費4万3,000円と居宅介護支援事業費に140万5,000円を充てさせていただいた内容となりますので、よろしく願いいたします。

以上、歳出の補正総額は144万8,000円の増額です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で審査を終了します。

これより、議案第11号 平成27年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）について順次討論・採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

委員におかれましては、慎重審査ご苦労さまでした。

次に、その他に入ります。

委員から何かありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 次に、事務局からありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） ないようですので、以上をもちまして本日の日程は全て終了しまし

た。

これもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 20分